

流入車対策に係る条例・施行規則の規定概要

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を早期にかつ確実に達成するため、トラック、バス等の運行等に関し、次のとおり規定しました。

- (1) 豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村の区域を除く府の区域（以下「対策地域」という。）を発地又は着地として貨物自動車（トラック、ライトバン等）、乗合自動車（バス、マイクロバス）及び特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。）（以下「対象自動車」という。）の運行を行う者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する対象自動車又は当該排出基準が適用されない対象自動車等（以下「車種規制適合車等」という。）を使用しなければなりません。

ただし、災害が発生したときその他規則で定めるときは、この限りではありません。

（条例第40条の15）

（排出基準が適用されない対象自動車等＝規則第16条の15、規則別表第9の4）

（ただし書きのその他規則で定めるとき＝規則第16条の16）

- (2) 対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者は、当該車種規制適合車等に適合車等標章を表示しなければなりません。

（条例第40条の16）

（適合車等標章の様式＝規則第16条の17、規則様式第7号の4）

（適合車等標章の表示方法＝規則第16条の18）

（適合車等標章の交付請求書の様式＝規則第16条の19、規則様式第7号の5）

（変更届の様式＝規則第16条の20、規則様式第7号の6）

- (3) 知事は、(1)に違反している者に対し車種規制適合車等の使用を、(2)に違反している者に対し適合車等標章の表示を命ずることができます。

（条例第40条の17）

- (4) 一定規模以上の運送事業者は、毎年度、(1)を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要を知事に報告しなければなりません。

（条例第40条の18）

（一定規模以上の運送事業者＝条例第40条の14第3項）

（報告の期限、報告書の様式＝規則第16条の21、規則様式第7号の7）

- (5) 荷主等は、貨物等を貨物運送事業者等に委託して運送させようとするときは当該貨物運送事業者等に対し、購入等する物品を運送させようとするときは当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制適合車等を使用するよう求めなければなりません。

（条例第40条の19第1～2項）

（荷主等＝条例第40条の14第4項）

- (6) 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、旅客自動車運送事業を営業者等に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制適合車等を使用するよう求めなければなりません。

（条例第40条の19第3項）

- (7) (5)又(6)の求めをしなければならない荷主等及び旅行業者は、車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、その結果を規則で定めるところにより記録しなければなりません。

（条例第40条の19第4項）

（規則で定めるところにより（記録事項等）＝規則第16条の22）

(8) 知事は、(5)又は(6)に違反している者に対し、(5)又は(6)の求めをすべきことを勧告することができます。また、(7)に違反している者に対し、(7)の確認又は記録を命ずることができます。

(条例第40条の20、条例第40条の21)

(9) 一定規模以上の荷主等及び第一種旅行業務を行う旅行者は、毎年度、規則で定めるところにより、(5)又は(6)の求めの実施状況の概要及び(7)の確認の結果を知事に報告しなければなりません。

(条例第40条の22)

(一定規模以上の荷主等＝条例第40条の14第5項)

(規則で定めるところにより (報告期限、報告書の様式)

＝規則第16条の23、規則様式第7号の8)

(10) 施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、車種規制適合車等を使用しなければならないとされていることの周知のための措置を講じなければなりません。

(条例第40条の23)

(施設管理者＝条例第40条の14第8項)

(11) 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、対策地域を発地又は着地とする運行には、車種規制適合車等をしようしなければならないこととされていることの周知のための措置を講じなければなりません。

(条例第40条の24)

(12) 知事は、(10)又は(11)に違反している者に対し、(10)又は(11)の措置を講ずべきことを勧告することができます。

(条例第40条の25)

(13) 何人も、行使の目的をもって、適合車等標章を偽造・変造し、若しくは偽造・変造に係る適合車等標章を使用し、又は適合車等標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、若しくは使用してはなりません。また、適合車等標章は、当該車種規制適合車等以外の対象自動車に使用してはなりません。

(条例第40条の26)

(14) 平成21年1月1日から施行。ただし、(2)及び(13)については平成20年4月1日から施行。